

(別紙)

医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援事業実施要綱

1 目的

この事業は、医師偏在対策の一環として、大学医学部入学定員増に伴う地域枠出身の若手医師が医師の不足する地域（以下「医師不足地域」という。）への派遣により地域診療義務を果たす場合や、地域枠出身以外の若手医師が自主的に医師不足地域で一定期間地域診療に従事する場合等において、医師不足地域へ派遣される若手医師等のキャリア形成や勤務負担軽減を図るため、具体的な方策をモデル的に実施し、その効果を検証するとともに、全国へ公表（他の都道府県へ横展開）することを目的とする。

2 支援対象医師

この事業において、キャリア形成や勤務負担軽減の支援の対象となる医師は、都道府県又は都道府県事務として委託している地域医療支援センターの調整により医師不足地域の医療機関に派遣される医師とする。

3 実施主体

この事業の実施主体は都道府県（間接補助先：市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣の定める者）とする。

ただし、事業目的達成のために効果的と考えられる場合は、事業の全部又は一部を外部に委託することができる。

4 事業内容

事業実施者は、支援対象医師に対し、以下に示す（１）～（３）の事業を実施するとともに、全国的なモデル事業となるよう創意工夫を凝らした事業とする。

（１）若手医師等のキャリア形成の構築のために支援する。

〔例〕ＩＣＴ等を活用し、大学医学部等の指導医から若手医師等に対する診療指導、大学医学部等におけるカンファレンスへの若手医師等の参加等を遠隔で行う。

（２）若手医師等の勤務負担の軽減のために支援する。

〔例〕若手医師等に代わり診療する交代医師を定期的に派遣し、グループ診療や週4日勤務を導入する。

(3) この事業を円滑かつ確実に実施するため、都道府県（委託を含む。）にモデル事業連携事務局を設置し、モデル事業連携事務局は次に掲げる事業を行う。

① 都道府県、地域医療支援センター、医療勤務環境改善支援センター、支援対象医師、事業実施者及びその他この事業の関係者（以下「関係者」という。）間の連絡調整や連絡会議の企画を行う。

事業内容の検討に当たっては、支援対象医師の勤務状況や要望等を把握するため、連絡会議等の場において支援対象医師との情報交換を行う。

② 事業計画の進捗状況、支援対象医師の勤務状況、事業の効果検証等について、定期的に関係者間で情報共有するとともに、キャリア形成や勤務負担軽減の効果が十分見られない事業は、連絡会議等において関係者で議論のうえ、実施する事業内容の見直し等を行う。

③ モデル事業の実施内容、目標の達成状況及び効果の検証結果等を取りまとめた評価報告書を作成し、厚生労働省に提出する。

なお、評価報告書は、厚生労働省において全国へ公表（他の都道府県へ横展開）する。

5 事業計画書等の提出

都道府県は、別に厚生労働省が示す期間内に、実施予定の事業内容、実施スケジュール、目標等をまとめた厚生労働省の定める様式の事業計画書を作成し、その他厚生労働大臣が定める書類とともに厚生労働省に提出する。

6 事業報告書等の提出

都道府県は、厚生労働省の定める様式の事業報告書を作成し、その他厚生労働大臣が定める書類とともに厚生労働省に提出する。

7 経費

国は、事業実施者がこの事業のために支出した費用について、別に定める交付要綱に基づき予算の範囲内で補助を行うものとする。